

はじめに — APA の定めを中心に

1. 規則 (rule) の意義 — 裁決 (adjudication) との対比において

一般適用性若しくは個別適用性 + 将来効

2. 規則の種類

(1) 立法規則 (legislative rule)

(2) 解釈規則 (interpretive rule)

(3) 政策声明 (policy statement)

A 実体規則 (substantive rule)

B 手続規則 (procedural rule)

2. 規則制定手続 (rulemaking procedure) の種類

① 正式 (formal) 規則制定手続 個別法が明確に要求する場合のみ

行政命令集への規則制定の公告、事実審型聴聞、事実認定と理由提示

② 略式 (informal) 規則制定手続 デフォルト

行政命令集への規則制定の公告、意見書提出権、簡略な説明、最終規則の告示

③ 混成的 (hybrid) 手続 特別法、判例法、大統領命令による

略式規則制定手続と正式手続との中間形態

ex. 口頭意見陳述権、反対尋問権、事前公告、費用便益分析、関係州との協議

④ 協議会方式 (reg-neg) 手続 関係利益が少数で代表者が誠実に協議できるとき

協議会開催公告、協議会での協議、規則案の策定 + 略式規則制定手続

⑤ 適用除外 公告や意見書提出権の付与は不要

a. 安全保障、外交、公務員人事、内部管理、公共財産、補助金、契約

b. 解釈規則、政策声明、手続規則

c. 実行不能、不必要、公益違反 正当理由を提示する必要がある

b., c. では、最終規則の告示と意見書提出を認めなかった理由の提示が必要

3. 規則の種類と手続との相関

(1) 立法規則の制定手続 ①②③④⑤

(2) 又は (3) . . . 非立法規則の制定手続 ②の適用除外

4. 附論

個別法による手続の付加

結びに代えて